国立大学法人和歌山大学名義の使用許可に関する要項

制 定 平成29年 6月 7日 法人和歌山大学規程第1985号 最終改正 令和3年12月28日

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)の共催、協賛又は後援等の名義(以下「共催等の名義」という。)の使用許可に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 共催等の名義の使用における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)「事業」とは、講演会、研究会、シンポジウム、セミナー、競技会その他の催事をいう。
 - (2)「主催」とは、団体が自己の責任において主体となり事業を開催する場合をいう。
 - (3)「共催」とは、複数の者が開催の主体となる事業について、本学が共同してその事業を開催する場合をいう。
 - (4)「協賛」とは、第三者が開催の主体となる事業について、本学がその趣旨に賛同し、応援、援助するなど、次号に定める「後援」に比べ、その事業への本学の関与度が大きい場合をいう。
 - (5)「後援等」とは、第三者が開催の主体となる事業について、本学がその趣旨に賛同し外部 的に支援する場合をいう。

(主催団体の範囲)

- 第3条 共催等の名義の使用許可を受けようとする団体(以下「主催団体」という。)は、次の各 号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 国の機関(国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。以下同じ。)
 - (2) 地方公共団体及びその機関(地方独立行政法人を含む。以下同じ。)
 - (3) 学校及び教育研究機関
 - (4) 教育、学術、文化又はスポーツに関する団体(宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。) その他これに準じる団体
 - (5) 本学が連携協定等を締結している団体
 - (6) その他学長が適当と認める団体

(許可基準)

- 第4条 共催等の名義の使用は、次に掲げる事項に該当する場合に限り、許可することができる。 但し、共催名義の使用許可を受けることができる事業等は、次の各号に該当することに加えて、 本学職員が職務として企画・運営等を主導的に参画するものであり、かつ、事務の運営に十分 な組織体制をもって臨めるものとする。
 - (1) 教育、学術、文化、スポーツの振興並びに本学の広報活動に積極的に寄与すること
 - (2) 主催団体に事業を遂行できる能力があると認められること
 - (3) 事業を開催するための計画が作成されており、かつ、当該事業の運営方法が公正である と認められること
 - (4) 事業実施にあたって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること
 - (5) 競技会等にあっては、事故防止、救護体制及び補償措置について適切な措置がなされて

いること

- (6) 営利を目的として行われるものではないこと
- (7) 参加者から、入場料、参加料等を徴収することにより運営を行うことを、主たる事業目 的としていないこと
- (8) 特定の政治的活動又は宗教的色彩の強い事業を含まないこと
- (9) 特定の団体の宣伝に利用される恐れがないこと
- (10) 許可すべきでないと認める特段の事情がないこと

(許可申請)

- 第5条 主催団体は、別記様式に定める申請書を原則として事業の開催予定日の2か月前までに 学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、任意の様式に別記様式に定める事 項が全て記載されている場合は、当該様式をもって申請書とすることができる。
- 2 主催団体は、前項の申請書に次に掲げる書類(主催団体が国の機関、地方公共団体及びその機関、学校法人又は公益法人である場合は、第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、学長に提出するものとする。
 - (1) 事業計画書、実施要領その他事業の概要に関する書類
 - (2) 事業の収支予算に関する書類
 - (3) 第4条の規定に該当することを証する書類又は掲載ホームページ
 - (4) 主催団体の会則等、役員名簿等、事業報告書その他主催団体の概要に関する書類又は掲載ホームページ
 - (5) その他学長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、主催団体が第3条第1号及び第2号に規定する団体に既に許可を受けている場合は、必要に応じて前項第3号及び第4号に掲げる書類を省略することができる。

(使用許可)

第6条 共催等の名義の使用許可は、学長が決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 共催等の名義の使用許可を決定したときは、所定の通知書(別紙様式)により、申請者 に通知するものとする。

(許可条件)

- 第8条 学長が主催団体に許可する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 事業計画の主要な事項に変更があった場合は、直ちに届け出ること
 - (2) 事業に係る経費は、主催団体が負担すること
 - (3) 事業に支障がない範囲で本学の広報活動に取り組むこと
 - (4) 名義の使用にあたっては、「国立大学法人 和歌山大学」と表示すること

(許可の取消)

- 第9条 学長は、主催団体に許可した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当 該許可を取り消すことができる。
 - (1) 許可の申請に虚偽があったとき
 - (2) 許可後において事業の内容又は主催団体が著しく変更されたとき
 - (3) 主催団体が、事業において本学の信用を傷つける行為を行ったとき

(報告)

- 第10条 学長は、許可した事業が終了したとき、必要に応じて主催団体に当該事業に関する報告書を求めることができる。
- 2 学長は、前項の報告書等を精査し、必要に応じて主催団体より説明を聴取することができる。 (その他)
- 第11条 共催等の名義の使用許可を受けた事業等により生じた損害については、本学は一切の責任を負わないものとする。

(事 務)

第12条 共催等の名義の使用許可に関する事務は、総務課において処理する。

附則

この要項は、平成29年6月7日から施行する。

附 則(令和3年12月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2386号)

この改正要項は、令和3年12月28日から施行する。

別記様式(第5条関係)

名義使用申請書

年 月 日

国立大学法人 和歌山大学長 殿

住所 主催団体名 代表者名 電話番号 ()

国立大学法人和歌山大学の(名義区分)名義を使用したいので、下記の添付書類を添えて申請します。

記

事業の名称及び目的	名 称 (目 的 ()	
事業の開催期間、時間及び場所	年 場所(月	日時	~ ~	年時	月	日)	
名義の使用期間	年	月	Ħ	~	年	月	日	

※ 添付書類

- ・ 事業計画書、実施要領その他事業の概要に関する書類
- 事業の収支予算に関する書類
- ・ 第4条の規定に該当することを証する書類
- 主催団体の会則等、役員名簿等、事業報告書その他主催団体の概要に関する書類

(記入要領)

- 1 使用を申請する名義については、名義区分(共催・協賛・後援等)を選択すること。
- 2 「事業の名称及び目的」の欄には、国立大学法人和歌山大学の名義を必要とする理由について、事業の目的との関連から分かるように記入すること。
- 3 「名義の使用期間」の欄には、事業の開催期間中に加え、新聞及びポスター等による広告を行うなどにより、国立大学法人和歌山大学名義を使用する期間を記入すること。

別紙様式(第7条関係)

(申請者) 殿

国立大学法人 和歌山大学長(公印)

「 (事業名) 」の(名義区分)について

年 月 日付けでご依頼のありましたこのことについて、標記事業に(名義区分) 致しますので、名義の使用は差し支えありません。

※ 名義区分: 共催・協賛・後援等

【注記】

※ 許可条件

- (1) 事業計画の主要な事項に変更があった場合は、直ちに届け出ること
- (2) 事業に係る経費は、主催団体が負担すること
- (3) 事業に支障がない範囲で本学の広報活動に取り組むこと
- (4) 名義の使用にあたっては、「国立大学法人 和歌山大学」と表示すること

※ 許可の取消

- (1) 許可の申請に虚偽があったとき
- (2) 許可後において事業の内容又は主催団体が著しく変更されたとき
- (3) 主催団体が、事業において本学の信用を傷つける行為を行ったとき